

11. インターネットによる人権侵害

(1) 現状と課題

インターネットの普及により、情報発信や情報収集が容易となり、コミュニケーションの迅速性も急激に向上しました。しかし、インターネットの「公開性」「拡散性」「記録性」という特性が、掲載された情報の修正・消去や急激な拡散の防止等を困難にし、また、発信の匿名性を利用した誹謗中傷や、差別・偏見を助長する情報発信等、深刻な人権侵害が多数発生しています。特に同和問題に関しては、具体的な地名や実名を挙げての誹謗中傷が行われるなど、社会問題となっています。

また、近年、パソコンやスマートフォン等の急速な普及により、子どものネット依存が深刻な問題となっており、電子メール・SNS^{*31}等によるトラブルやいじめについても急増しています。

さらに、性的な画像等をその撮影対象者の同意なくインターネットの掲示板等に公表するいわゆるリベンジポルノにより、被害者が大きな精神的な苦痛を受ける被害も発生しています。

このような状況を受けて、国は、2002（平成14）年に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法^{*84}）」を施行し、インターネット上での情報の流通によって人権侵害が発生した場合の、プロバイダ等の責任範囲や発信者情報の開示を請求する権利を定めるとともに、2014（平成26）年には、「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（リベンジポルノ防止法^{*85}）」が施行され、リベンジポルノ等の被害の発生や拡大防止が図られました。

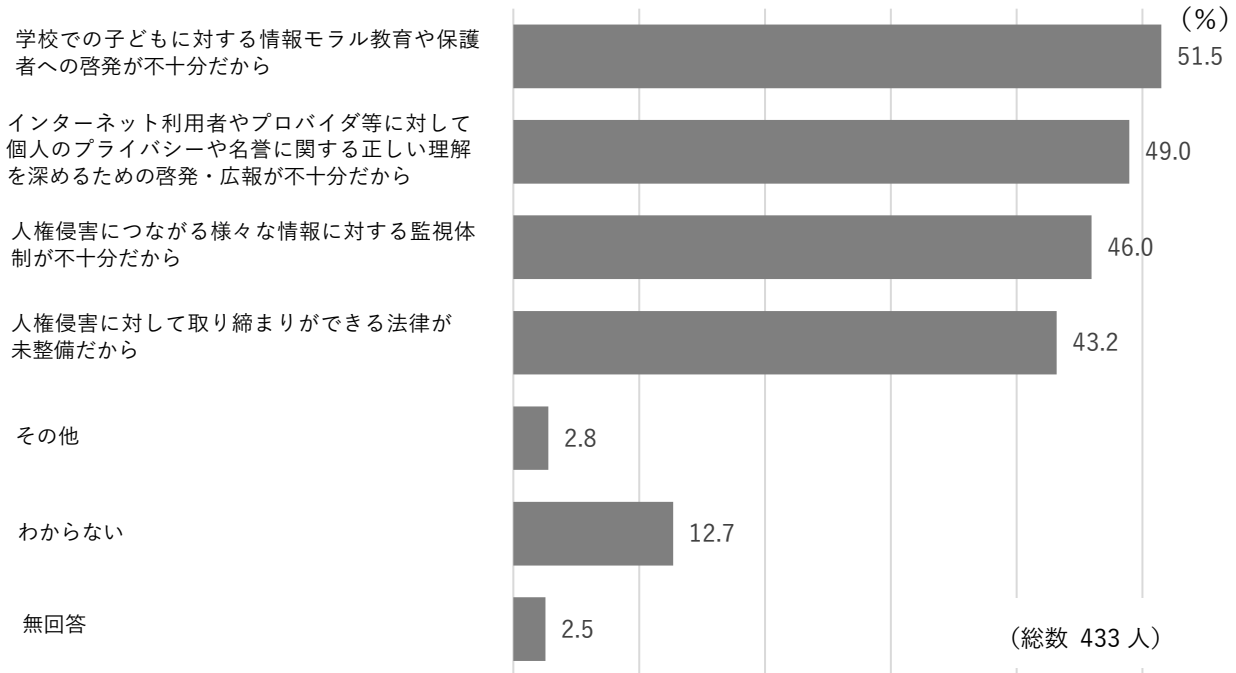
しかしながら、依然インターネット上の人権侵害は増加傾向にあり、法務省の発表によると、2019（令和元）年のインターネット上の人権侵害情報に関する事件数は、2017（平成29）年に次いで過去2番目に多い件数（1985件）を記録しました。

プロバイダ等の事業者による自主的な規制が求められるとともに、私たち一人一人が人権擁護の視点に立った情報モラルを身に付け、「インターネット上の誹謗中傷や差別的な発言は行わない」「同調しない」「拡散しない」といった身近な習慣を身に付けることが求められています。

(資料) 人権問題に関する市民意識調査結果

インターネットによる人権侵害について

問 22. インターネットによる人権侵害が起こっている原因は何だと思えますか。(〇はいくつでも)



■インターネットによる人権侵害の原因は4項目がいずれも4割超

インターネットによる人権侵害が起こっている原因について聞いたところ、「学校での子どもに対する情報モラル教育や保護者への啓発が不十分だから」が 51.5% (県 41.7%) で最も高い。次いで「インターネット利用者やプロバイダ等に対して個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるための啓発・広報が不十分だから」49.0% (県 40.1%)、「人権侵害につながる様々な情報に対する監視体制が不十分だから」46.0% (県 43.8%)、そして「人権侵害に対して取り締まりができる法律が未整備だから」が 43.2 (県 42.4%) の順になっており、具体的な項目は県と同様すべて 4 割を超えている。

(2) 施策の基本的方向

市民一人一人が、人権擁護の視点に立った正しい知識を身につけ、情報の収集・発信における個人の責任や遵守すべきことなどの理解を深められるよう、学校・職場・地域等で様々な機会を通じて教育・啓発を推進します。

(3) 具体的施策

ア. 学校教育における情報モラル教育の推進

学習指導要領では、「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」を「情報モラル」と定め、各教科等の指導の中で身につけさせることとしています。その

中では、「人権、知的財産権等自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつこと」や「情報機器の使用による健康とのかかわりを理解すること」等が具体的な目標として示されています。

情報モラル教育を今後もさらに進め、「ネット依存」やSNS等による「ネットいじめ」を防ぐとともに、人権に配慮した情報発信の在り方を通して、児童生徒の規範意識や他者を思いやる心の育成に努めます。

イ. 社会教育における市民への啓発

総務省は 2020（令和 2）年 4 月に有識者会を設置し、「プロバイダ責任制限法」に基づく発信者情報の開示手続きの円滑化について検討を開始しています。今後、インターネット上で権利侵害情報を発信した場合、発信者が容易に特定されるようになると予想されます。何気なく発信した情報によって、「発信者」が「加害者」となり、そして「犯罪者」として糾弾されるような事態にならないよう、「プロバイダ責任制限法」について、市広報紙やホームページ等で積極的に周知します。

また、市民一人一人がインターネット上においても自らの発言に責任を持ち、常に相手の立場に立った情報発信を行えるよう、研修会・講演会等を通して意識啓発を行います。

用語解説

*84 プロバイダ責任制限法（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律）

特定電気通信による情報の流通（掲示板、SNSの書き込み等）によって権利の侵害があった場合について、特定電気通信役務提供者（プロバイダ、サーバの管理・運営者等。以下「プロバイダ等」という。）の損害賠償責任が免責される要件を明確化するとともに、権利を侵害された者が、関係するプロバイダ等に対し、権利を侵害した発信者の情報の開示を請求する権利を定めた法律。2001（平成 13）年 11 月 30 日に公布され、2002（平成 14）年 5 月 27 日に施行された。

*85 リベンジポルノ防止法（私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律）

近年、被害者である元交際相手等の性的画像をインターネット上に公表する、いわゆる「リベンジポルノ」等の行為により、被害者が長期にわたって多大な精神的苦痛を感じる被害が多発し、2013（平成 25）年 10 月に発生した「三鷹ストーカー殺人事件」を機に、2014（平成 26）年 11 月に国会で成立、公布・施行された。第三者が撮影対象者を特定することが出来る方法で、私事性的画像を不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者に対し、3 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金を科すとともに、公表目的で私事性的画像を提供した場合（例えば、SNS 等によって拡散目的で特定少数者に提供する行為）、1 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金を科すという内容となっている。また、「プロバイダ責任制限法」に基づくインターネット上の画像削除については、プライベートとして撮影された性的画像記録に関して特例を設け、発信者の反論がない際に削除するまでの照会期間を 7 日間から 2 日間に短縮する規定が設けられた。